

II 自由論題報告

会計基準の国際的収斂と減損会計

三 沢 清

杏林大学

要 旨

2002年のノーウォーク合意以降、2006年にFASBとIASBがMOU（了解覚書）を公表する等の一定の進展を経て、2008年11月には米国SECによるIFRS強制適用案の公表、同年12月の欧州委員会による同等性評価の最終決定など、直近の数年、会計基準の国際的収斂作業が加速している。

これら収斂作業の過程において、資産評価が公正価値に、あるいはのれんの評価が減損に統一されるなど、減損会計にかかる課題も収斂の方向性がみえてきた。しかしながら、減損会計における固有問題としてこの方向性を考えれば、減損の認識および測定等の算定基礎となる評価を国際的潮流となった公正価値のみに依拠することの問題、およびのれんの取扱いにおいて定期償却を廃止して減損処理に統一することの妥当性、あるいは減損の戻入れについてはSFASと日本基準が戻入れを否認することの理論的整合性の検証など、国際基準として収斂されるまでにはいくつかの解決すべき課題が残されている。

本稿は、減損会計にかかる課題を整理し、その収斂の方向性を探ることが主たる目的ではあるが、あわせて東京合意にもとづいて進められているわが国における収斂作業と本来の日本基準を比較し、コンバージェンスの将来の方向についても考察する。

I はじめに

会計基準の国際的な収斂 (convergence) が急速に進展している。

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : 以下, 「IASB」という) と米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : 以下, 「FASB」という) は, ノーウォーク合意 (2002年10月) にもとづき, IASBの国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : 以下, 「IFRS」という) と, FASBの財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards : 以下, 「SFAS」という) との収斂作業を進めてきた。

この間, FASBとIASBは2006年2月にMOU (Memorandum of Understanding : “Roadmap for Convergence between IFRS and USGAAP 2006・2008” 了解覚書 : “IFRSとUSGAAP 2006・2008との収斂にかかる作業工程表”) を公表, その後, 2007年8月には米国証券取引委員会 (US Securities and Exchange Commission : SEC) が「米国にもIFRSを用いる選択肢を認めるべきか」のコンセプトリリースを, さらに2008年11月には強制的適用案をそれぞれ公表した。時を同じくして (2007年8月), IASBと企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan, 以下, 「ASBJ」という) において, 2011年までにわが国の会計基準をすべて国際基準と共通化することの合意 (東京合意) が公表され, そして2008年12月の欧州連合 (EU) 欧州委員会による同等性評価の最終決定など, 2011年6月を目標に収斂が加速している。

減損会計 (accounting for the impairment) については, 東京合意にもとづいてASBJが作成したコンバージェンス・プロジェクト計画では「EUによる同等性評価に関するプロジェクト項目 (短期)」に含まれているが, ASBJは「IASBとFASBの動向を踏まえて対応する」としている。そこで, 本稿では減損にかかる会計基準 (以下, 「減損基準」という) の収斂作業において課題となるであろう項目を取り上げ, 論点を整理する。

II 主要な減損基準の概要

減損会計基準に関しては, 主要基準とされるIAS, SFASとわが国における減損基準 (企業会計審議会が2002年に公表した「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」, 以下, 本稿では「日本基準」という) において, それぞれに異なる基準が設定されているので, ここでは, まずこれら3基準における相違点を概観する。

1 減損の認識

減損 (impairment) とは, 物理的な理由または経済環境の変化によって資産の帳簿価額が回収可能価額を下回りその回復が不可能になった状態であるが, 減損を認識する手続きは3基準ではそれぞれ下記にもとづいて処理されている。

(1) IFRS (IAS 36号)

IAS 36号「資産の減損」(Impairment of Assets) による減損の認識では, まず回収可能価額の計算が行なわれる。ここでいう回収可能価額とは, 資産の売却から得られる正味売却価額と使用価値 (資産の継続使用から得られる将来キャッシュ・フローの割引率適

用後の現在価値)のいずれか高い方の金額である。なお、「正味売却価額」とは、売却価格(時価)から処分費用の額(所有権移転に伴う法的費用、取引税および物理的な除却・移転の費用など)を控除した金額である。この回収可能価額が資産または資産グループ(以下、「資産」と略す)の帳簿価額を下回った場合に減損が認識される。

(2) SFAS 144号

SFAS 144号「長期性資産の減損または処分の会計処理」(Accounting for the Impairment of Disposal of Long Lived Assets)では長期性資産を使用目的で保有する資産と売却処分予定の資産に区分し、それぞれについて減損の認識基準を定めている。使用目的の場合は、まず、その資産についての回収可能テスト(割引前将来キャッシュ・フローの総額の計算)を行い、このテストにもとづいて算定された金額が帳簿価額を下回る場合に減損が認識される。また、その資産が売却処分予定の場合には、回収可能テストは行わず公正価値(fair value)が帳簿価額より低い場合に減損が認識される。

(3) 日本基準

日本基準における減損の判定は、まず、その資産の使用によって得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額(使用価値)を算定し、ここで算定されたキャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損が認識される(日本基準二・2・(1))。

2 減損損失の測定

減損損失の測定は上記1によって減損が認識された資産についてのみ行なわれる。ここでは、前述にもあるように下記の(1)または(2)あるいは(3)によってそれぞれ算定された金額が帳簿価額を下回る場合に、その下回る部分

の金額が減損損失の額となる。

(1) IAS 36号

減損が認識された資産の場合、その資産の回収可能価額と帳簿価額との差額が減損損失の額として測定される。

帳簿価額－回収可能価額＝減損損失の額

(2) SFAS 144号

① 使用目定で保有する長期性資産

第1段階で行なった回収可能テストにおいて減損が認識された資産について、その資産の公正価値が帳簿価額を下回る場合に、その下回る部分の金額が減損損失の額として測定される。

帳簿価額－公正価値＝減損損失の額

② 売却処分予定の長期性資産

売却処分予定の長期性資産の場合には回収可能テストを行わず(回収可能テストは継続使用であることが前提)、下記の算式により減損損失の額が測定される。

帳簿価額－公正価値＝減損損失の額

(3) 日本基準

減損が認識すべきであると判定された資産については、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額)まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする(日本基準二・3)。なお、日本基準の設定について審議した金融庁の企業会計審議会・固定資産部会(以下、「固定資産部会」という)の第13回議事録によれば、正味売却価額は「時価」によるものとしている。

帳簿価額－回収可能価額＝減損損失の額

3 減損の戻入れ

減損損失の戻入れ(reversal of impairment loss)とは、過年度において減損の認識・測定を行なった資産について価値の回復

が認められる場合に、過年度に計上した減損のうち回復が認められる部分の金額については、その資産の帳簿価額を引き上げなければならないとするものである。

この減損の戻入れの取り扱いについては3基準のうち、IAS 36号のみが一定の要件を充足する場合に限り、戻入れを認めている。

(1) IAS 36号

IAS 36号では事業用資産について、次のような場合に限り減損の戻入れを認めている。まず、減損処理を行った企業は「各貸借対照表日において過年度中に資産について認識した減損損失がもはや存在しないか、又は減少している可能性を示す兆候があるか否かを評価しなければならないと規定しており、その兆候が存在する場合には資産の回収可能価額の見積りをしなければならない。」(para. 95)としている。その兆候とは外部の情報源としては、(a)当期中に資産の市場価値が著しく増加したこと、(b)企業の技術的、経済的、法的環境において、当期中に企業にとって有利な影響のある著しい変化が発生したか、または近い将来に発生すると予想されること、(c)市場利率等が当期中に下落し、これらの下落が使用価値計算に用いられる割引率に影響して、資産の回収可能価額を著しく増加させる見込みであること等を考慮しなければならない。

また、内部の情報源としては、(a)資産が使用され、又は使用されると予測される範囲や方法に関して、当期中に企業にとって有利な影響をもつ著しい変化が発生し、又は近い将来において発生すると予測されること、(b)資産の経済的成果が予測していたより良好であるか、又は良好であろうことを示す証拠が内部報告から入手できること等を考慮しなければならない」(para. 96)。

さらに、「過年度において資産について認識された減損損失は、減損損失が最後に認識されてから、その資産の回収可能価額を算定するために用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻入れしなければならない」(para. 99)と規定し、この変更による増加が「減損の戻入れ」としてしている。

なお、この減損の戻入れ限度額については「減損損失の戻入れによって増加した資産の帳簿価額は、過年度においてその資産について認識された減損損失がなかったとした場合(償却または減価償却控除後)の帳簿価額を超えてはならない」(para. 102)と規定している。したがって、この場合の戻入れによる帳簿価額の増加は評価益とは異なるものであるとしている。

(2) SFAS 144号

減損の戻入れについてFASBは、1993年11月の公開草案(Exposure Draft)「長期性資産の減損の会計処理」(Accounting for the Impairment of Long Lived Assets)において戻入れを否認している。具体的には、SFAS 144号にもとづいて減損の適用をした資産には、減損適用後の帳簿価額がその資産の「新しい原価」として、この新しい原価を減損の適用がされていない他の固定資産と同一の基礎にあるものとして位置づけている。すなわち、減損を適用した後の資産を継続して使用することは、過去の損失を切り捨て、新たに再投資がなされたものとして取り扱うことなのである。なお、この新しい原価は公正価値にもとづいて測定される。しかしながら、減損を適用する場合に限って新しい原価とする同号の規定では、減損適用後に市場価額等が上昇しても新しい原価は生じない。これは「再評価益は計上しない」とする取得原価主義会計的思考であり、財務諸表は

現在価値を反映するものであるとする FASB の考え方と自己矛盾をすることになる。

(3) 日本基準

日本基準は、減損の戻入れを否認している。この否認は「日本基準においては、減損の存在が相当程度確実な場合に限って減損損失を認識することとしている」（日本基準四・3・(2)）を主たる根拠としている。ここでいう「相当程度確実な場合に限って」とは、減損の認識が割引前の将来キャッシュ・フローによって判定していることを理由に、減損処理後にその資産の価値の回復があったとしても、帳簿価額を超える回復は有り得ないことを前提としている。しかしながら、特に土地については、例えば減損処理後に市場価額の上昇があった場合には減損処理後の帳簿価額を超えることも十分に予測され、日本基準が根拠とする前提のみでは戻入れ否認の理由が希薄である。

下図は、東京の中心地である千代田区の一部の地点を任意に抽出して、わが国において減損会計が強制適用となった 2005 年を基準に昨年（2008 年）と比較したものである。

仮に 2005 年度決算において減損損失を計上した法人の場合、下記の資料によれば、帳簿価額と実勢価額とでは約 50 % の差異が生じている。

図表 1 地価公示の変遷（単位：千円/m²）

参考地点(千代田区)	2008 年	2005 年	上昇率(%)
一番町 16-3	2,530	1,700	149
三番町 6-25	2,610	1,730	151
五番町 12-6	3,370	2,300	147
平河町 2-4	2,200	1,520	145
九段北 2-3	2,490	1,670	149

(出所) 国土交通省「地価公示」より抜粋

なお、一方では、減損会計の概念が「事業活動における期間全体を通じた投資額の回収可能性であることから、一定期間における地価の上昇を理由として減損損失を戻入れることは適当ではない」との議論もある（固定資産部会第 13 回議事録）。

しかしながら、地価の上昇は短期的なキャッシュ・フローの変動をもたらすのみでなく、期間全体としての投資回収額を増加させる要因ともなり得るので、戻入れることは概念的に不適切との議論は説得力に乏しい。

4 のれんの減損

(1) のれんの意義

のれん（本稿では「正ののれん」をいう）について、SFAS 141 号「企業結合」(Business Combinations) によれば、のれんは企業結合の取得コストのうち識別される資産・負債を除いた残余の部分（識別不可能なもの）であるとしている。つまり、のれんは企業の超過収益力であると考えるのが一般的である。

(2) のれんの評価

のれんの評価について、SFAS 142 号「のれんその他の無形資産」(Goodwill and Other Intangible Assets) においては「のれんは規則的に減価するものではない」として、減損会計のみを適用することを規定した。IAS 36 号も減損に関してその評価方法等を定めているが償却についての定めはない。一方、わが国では、「のれんを企業の超過収益力とみるならば、競争の進展によって通常はその価値が減耗するはずであり、償却しないのは追加投資による自己創設のれんを計上するに等しい」として、定期償却を原則としている¹⁾。

III 収斂を要すべき減損基準

- 1 減損にかかる会計基準のうち収斂を要すべき課題には、次のような項目（図表2）が考えられる。

図表2 減損会計において予測される収斂課題

項目	(IAS) IFRS	SFAS	日本基準
減損の認識（判定の基礎となる数値<帳簿価額）	回収可能価額	・将来キャッシュ・フロー ・公正価値（売却処分予定）	将来キャッシュ・フロー
減損の測定（比較数値）	回収可能価額	公正価値	回収可能価額
減損の戻入れ（のれんを除く）	条件付容認	すべて否認	すべて否認
のれんの減損	減損のみ適用	減損のみ適用	（原則）定期償却

（注）回収可能価額…正味売却価額と使用価値のいずれか高い方

2 収斂作業における課題

上記1の収斂を要すべき項目をもとに、収斂作業における課題を整理した。

(1)減損の認識および測定

①公正価値概念

減損の認識および測定の基礎となる公正価値の概念はFASBが2002年2月に公表した『財務会計諸概念に関するステートメント』（Statement of Financial Accounting Concepts：以下、「SFAC」という）の7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の使用」（No. 7, Using Cash Flow Information And Present Value in Accounting Measurements）において、資産および負債の評価概念としてはじめて導入した。このSFAC7号では公正価値を「独立した当事者間による競売または清算による処分以外の現在の取引において、資産（または負債）の購入（または負担）または売却（または弁済）を行なう場合のその価額」

（para. 24a）と定義した。

その後、公正価値の定義は2006年9月に公表されたSFAS 157号において「資産を売却する時点で受け取る価格を基礎とする」（para. 13）とされ、公正価値は「出口価格」（exit price）よることが明示された。その後、IASBも2009年5月に公表したExposure Draft（ED/2009/5：Fair Value Measure-

ment）において、この出口価格を容認しており（para. 15）、公正価値は「出口価格」で収斂された。

また、公正価値の測定についてSFAS 157号では、以下の階層構造（fair value hierarchy）によるべきことを提示しており、この階層構造についてもIASBはFASBと同様の見解を公表している（ED/2009/5・para. 45-54）。

(a)レベル1

公正価値は、測定日現在または近辺の日における、同一資産または負債の観察可能な市場価格（相場）を入手可能な場合には、必ず参照して決定すべきである。

(b)レベル2

上記①（レベル1）の観察可能な市場価格（相場）が入手できない場合には、類似の資産または負債の観察可能な価格（相場）を参照して決定すべきである。

(c)レベル3

上記の(a)レベル1および(b)レベル2が入手できない場合には、公正価値の見積りは、複数の他の評価技法（例えば、現在価値評価技法やオプション価格決定モデル等のインカム・アプローチ、あるいはコスト・アプローチ）による結果に基づいて決定すべきである。

②将来キャッシュ・フローの総額の算定基礎

将来キャッシュ・フロー総額の計算においては、SFAS 144号と日本基準は割引前キャッシュ・フローを、IAS 36号は割引後のキャッシュ・フローが使われている。SFAS 144号と日本基準は割引後に比較して割引前の金額が大きいことを根拠に減損の認識判定の確実性が高いとしている。

③減損の認識および測定にかかる収斂課題

減損を認識・測定する過程において、IAS 36号では正味売却価額が使用され、またSFAS 144号では公正価値を使用している。さらに、IAS 36号の回収可能価額の算定基礎となる使用価値は将来キャッシュ・フロー計算にもとづくものであり、SFASとの共通点も有している。これらは公正価値の階層構造（レベル1-3）に類似するものであり、減損の認識および測定における帳簿価額との比較数値が「公正価値」に収斂されるとしても著しい相違点は見当たらない。例えば、正味売却価額はレベル1または2に、将来キャッシュ・フローの総額はレベル3に、それぞれ該当するものとも考えられる。

但し、ここでの留意点は、公正価値には適用順位が定められておりレベル1が最優先され、次にレベル2、最後にレベル3が適用されることにある。減損は「収益性の低下」を前提としたものであり市場価格のみが優先されるものではない。仮に、「公正価値」に収斂されるとした場合には、階層構造（レベル

1・2・3）のうち最も高いものを帳簿価額と比較して減損の有無を判定することが適当であると思われる。

一方、日本基準の場合、固定資産部会の第13回および第17回議事録に時価概念については次のような記録があり、また、日本基準の注解（注1・3）にも明記がされている。

—「時価とは公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された評価額をいう。」—

一方、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（ASBJ、以下、「適用指針」という）においては、「資産または資産グループの市場価格がない場合には、合理的に算定された価格を算定する必要は必ずしもないと考えられる」（適用指針90項）としている。日本基準の場合、資産の市場価格がない場合には、他の事象により判定する。ここでいう他の事象とは実勢価格や査定価格などの評価額、あるいは土地の公示価格や路線価等である。つまり、日本基準における時価の概念には、SFAS 157号に規定する公正価値階層構造のレベル3は存在しない。したがって、「時価とは公正な評価額をいう。」は、SFAS 157号の公正価値とは市場価格を尊重するという共通点はあるものの、同意義ではない。

原則的な取得原価主義会計にもとづく日本基準がレベル3をどのように取り扱うかが収斂への課題である。

(2)減損の戻入れ

減損の戻入れに関する取り扱いは、SFAS 144号および減損会計基準は全面的に禁止、IAS 36号は固定資産について減損の戻入れを限定的ではあるが容認している。これらの各基準における結論の背景を整理すれば、概略、以下の通りである。

まず、SFAS 144号は、前述の如く、「減損による損失は、減損資産に対し、減損していない他の固定資産と同一の基礎に置く新しい原価の基礎をもたらしべきであり、現行の会計モデルの下で規定されている処理を変えるべきではない」(para. B53)を戻入れ禁止の根拠としている。したがって、戻入れは固定資産の再評価であり、戻し入れを容認することは再評価を認めない現行の会計処理に抵触することになるというのが理由である。

次に、日本基準であるが、減損の兆候を判定する場合に、割引前キャッシュ・フローを算定基礎としていることから「減損の存在が相当程度確実なものに限って、減損を認識および測定する」(日本基準四・3・(2))ことが戻入れを禁止する第1の理由であるとしている。更に、第2の理由として「事務負担が増えること」をあげているが、これは戻入れを敬遠する実務的な理由ではあっても、理論的な根拠とはなり得ないものである。但し、固定資産部会の議事録(第13回)によれば、「回収可能価額の見積り誤りというものは、土地以外の資産にもあり得るので、土地に限らず戻入れるべきという考え方も一方ではある」とし、戻入れについては、将来への課題としている。

次に、IAS 36号における戻入れ容認の背景を整理してみたい。同36号が戻入れを認めるのは「のれん」を除く固定資産である(IAS 36号改訂・2004年)。

IAS 36号が減損の戻入れを認める要件は、過去に減損を認識して帳簿価額を切り下げた資産について、当時の見積りがその後の状況変化等により、見積りの内容に変動が生じた場合に限られている。また、戻入れを行う場合の上限額は、当初の予定通りに減価償却が行われていたと仮定した場合の帳簿価額(簿

価上限主義)としている。ここに、「戻入れは過去の切り下げ額の修正であって評価益の計上ではない」とする根拠が存在する。

これまで各基準における減損の戻入れの取り扱いの背景を概略整理してきたが、共通しているのは、いずれも取得原価主義会計の枠内にとどめていることである。

しかしながら、FASBの場合、SFAS 144号において減損損失の認識・測定には公正価値が利用されるが、減損の戻入れは減損適用後の新しい原価に対する再評価であり取得原価主義会計に抵触するとして禁止している。まさに、評価方法の混在(これを混合測定システムという)である。一方、IASBは、「戻入れは評価益の計上ではない」とし、IAS 36号(para. 104)では、「資産の減損の戻入れは、—(中略)—再評価額で記載されるのでない限り、直ちに損益計算書に利益として認識しなければならない」と規定している。これを同号では戻入益として位置づけている。

減損の戻入れについては、SFAS 144号および日本基準には否認する根拠に理論的・実証的不整合性があり、さらに会計情報の有用性からは目的適合性(relevance)が優先であること等から、収斂作業はIFRS(IAS 36号)を軸に調整されるべきであろうと考える。

(3)のれんの減損

のれんの減損についての各基準の取り扱いは前述の通りであるが、ここではのれんの減損にかかる具体的事例を取り上げ、収斂について考察する。

①事例1(TDKの場合)

TDKは、2008年10月に買収により連結子会社としたエプコス社(独)について、買収時において純資産を上回る価額1600億円のうち識別可能な無形資産が1000億円あり、

これらの無形資産については定期償却（償却期間 平均 10 年）を行う。残額の 600 億円は識別不可能であることから超過収益力とみなして、同額をのれんをして計上した。この 600 億円はエプコス社の予想税引き利益の 1.9 倍を算定根拠としている。したがって、エプコス社の業績が長期に低迷した場合を除き、のれんの減損は計上しないことを方針としている。株価の下落のみを理由とした減損は行わない²⁾。

②事例 2（第一三共の場合）

第一三共は、2008 年 11 月に買収し連結子会社としたランバクシー・ラボラトリーズ社（印）の株価がその後急落したことによって約 4000 億円の株式評価損が発生する見込みとなった。そこで、この評価損発生を根拠に 2009 年 3 月期決算において、のれん³⁾の減損（4000 億円強）を実施すると発表した。

上記の 2 つの事例によれば、TDK がのれんを超過収益力とみなして、減損について原則的な処理をするのに対して、第一三共は、のれんの評価を取得した株式の市場価格と直結させたものとして取り扱っている。

企業結合の場合に参照される資料に「企業価値評価ガイドライン」（日本公認会計士協会）がある。当該ガイドラインによれば、評価法には下記の 3 つのアプローチがあり、それぞれが優れた点を持つと同時に様々な問題点をも有している。そこで、企業価値評価はそれぞれのアプローチによる評価結果にもとづいて総合評価するのが実務上一般的である⁴⁾としている。

①インカム・アプローチ

一般的に企業が将来獲得することが期待される利益やキャッシュ・フローにもとづいて評価することから、将来の収益獲得能力や固有の性質を評価結果に反映させる点で優れて

いるといえる。しかし、事業計画等の将来情報に対する恣意性の排除が難しいことも多く、客観性が問題となるケースもある。

②マーケット・アプローチ

第三者間や市場で取引されている株式との相対的な評価アプローチであるため、市場での取引環境の反映や、一定の客観性には優れているといえる。一方では、類似する上場会社がないようなケース等の場合には評価が困難で、評価対象となっている会社固有の性質を反映させられないケースもあるといえる。

③ネットアセット・アプローチ

ネットアセット・アプローチによる株式評価では、帳簿上の純資産を基礎として、一定の時価評価にもとづく修正を行うため、帳簿作成が適正で時価等の情報が取りやすい状況であれば、客観性に優れていることが期待される。一方、一時点の純資産にもとづいた価値評価を前提とするため、のれん等が適正に計上されていない場合には、将来の収益能力の反映や、市場での取引環境の反映は難しいといえる。

事例の場合、TDK によるエプコス社の評価では、インカム・アプローチを基礎とした総合評価がなされているものと思われる。したがって、のれんは株価が下落しただけでは減損しない。これに対して、第一三共は、ランバクシー・ラボラトリーズ社から取得した株式の市場価格が急落したことを理由として、これによる株式評価損の全額をのれんの減損とすることとした。

「企業価値ガイドライン」によれば、「上場会社の株式であっても、マーケット・アプローチにおける市場株価法をあらゆる状況に優先させるのではなく、—（中略）—慎重に判断する必要がある」（1-（3））としている。第一三共の会計処理は、企業評価をマーケッ

ト・アプローチ（取得株式の市場価格）のみにもとづいたことによる評価替えと考えられるが、のれんの基礎概念について改めて考えさせられる事例であった。

なお、第一三共は、その後（2009年4月3日）に国税庁が公表した指針（「上場有価証券の評価損に関するQ&A」）にもとづいて、税務上の損金とは認められない減損処理にかえて、同額を損金算入が認められる株式評価損に計上した⁵⁾。

のれんは、識別不可能なものを超過収益力と意義づけて貸借対照表に計上されるものであり、「貸借対照表には実体表示が不明なものを計上すべきでない」とする一般的概念からすれば、識別不可能であるのれんが貸借対照表に計上されることは理論的に整合しない。さらに、識別不可能なものをその後の決算期において再評価すること自体に無理があり、再評価を前提として減損を適用する会計基準には客観性を見出し難い。

なお、負ののれんについては、わが国では均等償却としているが、国際基準への収斂によって2010年の4月以降は一括償却（一時利益）とする。さらに、のれんについても、2011年までには償却を廃止することとなり減損のみの取扱いとなる。

本来、のれんは、前述の如く、貸借対照表能力の不確実性から資産として計上すること自体に疑問があり、負ののれんとの対称性からも認識時において一括償却とする取扱いが考えられる。しかしながら、①のれんは識別不可能であるとはいえ、企業結合時点では将来における利益稼得を期待する価値評価が与えられたものであること、また、②のれんの価値減価を継続的に把握することは困難であること、そして③一括償却は当該会計期間への影響が大きい場合も想定されること等から、

国際基準の収斂過程においては、「減損処理」のみでなく「一定期間の均等償却」も選択肢とすることが適正であるとする。

IV 結びにかえて

減損基準については、米国では1995年から、欧州では2005年から、そして、わが国でも2005年4月以降に開始する事業年度から本格的に適用された。

この減損基準の収斂作業において、今後、課題とされるであろう個別項目については本稿でも取り上げたが、ここでは、国際基準としての策定上の留意点を考えてみたい。

まず、第1は、設定される減損基準の簡素化の必要性についてである。例えば、減損の認識・測定の項目にある帳簿価額と比較する数値が、各国の基準によってそれぞれに微妙な取扱いの相違点がある。しかしながら本質的な相違は僅かであることから、本稿では、この比較数値について「公正価値」に統一することを提言した。

また、減損の認識・測定において用いる「使用価値」の算定に採用する割引率として、一般的に、①当該企業の資産等に固有のリスクを反映した収益率、②当該企業に要求される資本コスト、③当該資産に類似した資産等に固有のリスクを反映した市場平均と考えられる合理的な収益率、④当該資産のみを裏づけとして大部分の資金調達を行ったときに適用される合理的に見積られる利率、⑤国債の利回り等が利用される（適用基準45-46）。企業は、このような複数の割引率から、当該企業にとって適正かつ有利な割引率を適用することになる。ここにも複雑さや曖昧さを起因とする経営者の恣意性を排除できない欠点⁶⁾が内在する。

偶々、IASB が本年 7 月に公表した金融商品会計基準に関する改定案において、金融商品における評価方法の簡素化が明示された。今回の改定案の目的とするものは、「複雑になりすぎたルールを簡素化し、財務諸表の透明性を高めること」にあるとしている。

原則主義を基本理念とする IFRS においては、フレームワークや適用指針などを可能な限り最小限のものとしている。減損基準の収斂作業においても IFRS を軸とした世界共通基準が策定されるのであれば、基準を適用する企業における恣意性の介入を排除した信頼性の高いものが要求される。減損にとっても基準の簡素化・明瞭化は必要条件であろう。

次に、「会計基準の単一化」についての問題点を考える。本来、会計基準は、各国それぞれの社会経済的基盤にもとづく独自の文化が反映されたものでもあった。しかし、グローバル化の進展による企業活動の国際化によって統一された国際基準が必要とされ、現状、米国および EU の主導による会計基準の収斂作業が進められている。現時点における世界的市場規模の 50% 強を米国と EU が占めている実態からすれば、この主導体制もやむを得ないのかもしれない。しかしながら収斂作業における、例えば、①公正価値は出口価格②混合計算システムの適用③のれんの減損にかかる取扱いなど、会計基準そのものが収斂されても実体面における適用上の課題が残される懸念があり、強制適用までには関係各国との十分な調整期間を設けることが必要であると考えられる。さらに、IFRS を妥当性ある世界基準として機能させるためには、すでに加盟国が 110 カ国を超える現状認識にもとづいてボードメンバーの多国化を考慮すべきであろう。因みに、現在のボードメンバーは

16 名であるが、うち 8 名を米国と EU が占めている。例え有能で偏見を持たぬメンバーであったとしても、加盟各国の実態を適確に反映できるものとは限らない。国際基準としての会計基準の単一化については、その必要性は認めるものの、特定の国々の主張を優先する基準の設定とその強制は避けるべきであり IASB の公正かつ弾力的な対応が望まれる。

【注】

- 1) 企業会計審議会「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」2001 年 7 月
- 2) 日本経済新聞「TDK、のれん代 600 億円」2008 年 12 月 9 日（朝刊）
- 3) 同「第一三共 特損 4000 億円弱」2009 年 4 月 2 日（朝刊）
- 4) 日本公認会計士協会「企業価値評価ガイドライン」p. 27, 平成 19 年 5 月
- 5) 日本経済新聞「第一三共 前期決算を訂正」2009 年 5 月 29 日（朝刊）
- 6) 菊谷正人、依田俊信及び三沢清「固定資産の減損損失と現行税制の課題」『税経通信』2006 年 8 月
- 7) 日本経済新聞「金融危機 転記の時価会計下」2009 年 8 月 20 日（朝刊）

【参考文献】

- ・ 菊谷正人、依田俊信及び三沢清「固定資産の減損損失と現行税制の課題」『税経通信』2006 年 8 月
- ・ 北村敬子、今福愛志編著『キャッシュ・フロー割引計算』中央経済社。平成 12 年
- ・ 児島幸治訳「国際財務報告基準のアドプションと会計教育・研究に対する影響」『企業会計』2009 Vol 61 No. 8
- ・ 斉藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、平成 14 年
- ・ 松井泰則『国際会計の潮流』白桃書房、2008 年
- ・ 企業会計審議会「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」2001 年 7 月
- ・ 同「第 13 回固定資産部会議事録について」平成 13 年 7 月
- ・ 同「第 17 回固定資産部会議事録について」平成 13 年 11 月
- ・ 同「固定資産の減損に係る会計基準の設定に

関する意見書」2002年8月

- 同 「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」2009年
- 企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針第6号 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」平成15年10月
- 同 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」平成21年7月10日
- 日本公認会計士協会「企業価値評価ガイドライ

ン」2007年5月

- IASB, Discussion Paper, Fair Value Measurement Part2: SFAS157, April 2007.
- IASB, Exposure Draft, An Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter1, Chapter2, September 2008.
- IASB, Exposure Draft, Fair Value Measurement, May 2009.